
平成30年 第2回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成30年6月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 眞鍋 博君 | 2番 神田 直人君 |
| 3番 中武 良雄君 | 5番 後藤 和実君 |
| 6番 堀田 廣幸君 | 7番 淵上 三月君 |
| 8番 原 博君 | 9番 山田 秋吉君 |
| 10番 内田 重則君 | 11番 黒木 泰三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|----------------|---------------|
| 事務局長代理(議事調査係長) | 廣瀬 孝一君 |
| 書記 橋本 正枝君 | 事務局補助員 鍋倉 貴行君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 半渡 英俊君 | 副町長 | 横田 学君 |
| 教育長 | 中竹 聖子君 | 総務財政課長 | 中井 諒二君 |
| 会計管理者 | 津江 邦彦君 | まちづくり推進課長 | 吉岡 信明君 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 環境整備課長 | …………… | 押川 道彦君 | 教育課長 | …………… | 西田 誠司君 |
| 税務課長 | …………… | 河野 浩俊君 | 福祉保健課長 | …………… | 小野 浩司君 |
| 町民課長 | …………… | 萩原 一也君 | 産業振興課長 | …………… | 淵上 達也君 |
| 代表監査委員 | …………… | 桑原 正憲君 | | | |

午前9時00分開議

○事務局長代理（議事調査係長）（廣瀬 孝一君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思っております。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応としております。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は、5名の議員が行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承願います。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（黒木 泰三） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番、3番の質問事項について、一問一答式により、7番、淵上三月君の登壇質問を許します。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） おはようございます。本日は教育長に質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

まず、児童生徒の携帯電話所持の実態についてお伺します。

昨今、ネットを悪用したさまざまな犯罪が横行して、社会を恐怖のどん底に突き落とすような事件が頻発しています。私たちの常識では考えられないような悲惨な事件が次々に起きています。

今、子供たちはそうした危険極まりない環境の中で、否応なしにネット社会の洗礼を受けて育たざるを得ません。そんな子供たちを守るために何らかの方策はとられているのでしょうか。小中学生の携帯電話所持についての実態調査を実施されたことはありますか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 実態調査についてですが、昨年度の11月に小学生301名、中学生123名、総計424名を対象に携帯電話、それからスマートフォン等の所持について調査をしております。

小学生では102名、中学生が33名の所持で、調査対象の約3割に当たる135名の児童・生徒が所持をしておりました。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） それでは、次に子供の携帯電話所持について、保護者の意向調査をされたことはありますか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 保護者の意向調査につきましては、具体的な調査を実施はしたことはございません。保護者会等におきまして、児童生徒のその所持の状況について取り上げたということはありません。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） それでは、授業の一環としてネット社会の功罪についての指導は行われているのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 授業の一環としてネット社会の功罪についての指導ということなんです。各学校では情報教育の全体計画に基づき情報モラル教育として、学級活動などを中心に指導を行っております。

スマートフォンなどのインターネット接続機器は、生活する上では非常に便利なツールなんですけれども、使い方によっては人を傷つけたりトラブルに巻き込まれたりする危険なツールにもなり得ることを、学年の発達段階に応じて指導をしております。

そのためには、ネットワーク上のルールやマナーを守ることをしっかりと理解させるこ

とが大切であると考えております。関係機関とも連携を図りながら指導を進めているところです。

その一例としまして、木城小学校では昨年度の1学期に5、6年生を対象にNTTの職員を講師に招き、スマホ・携帯電話の安全教室を実施しました。

木城中学校おきましては、昨年度の3学期に全校生徒を対象に高鍋警察署の青少年担当の警察官においでいただき、インターネットや携帯電話などのトラブルに関する学習を実施しております。具体的な事例を踏まえた指導をしていただいていると聞いております。

また、各家庭に対しましては、情報モラルに関するリーフレットの配付をしたり、保護者会のテーマに取り上げたりするなどの啓発活動を行っております。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） ただいまのお話にありましたように、今や携帯電話なしでは日々の生活が送れないと思われるほど、その便利さと存在の大きさと私たちの暮らしの中に深く入り込んでいます。計り知れない恐怖を生み出す道具でもあります。

進歩は目覚ましくとどまる場所を知らずとも、それと正比例して危険もいよいよ増していると思います。今ではネットやゲーム依存症の専門外来の病院があるほど、病的にネットやゲームに夢中になって依存してしまう子供たちが問題になっています。

ネットを利用した悪質な犯罪が後を絶ちません。子供たちに携帯電話の正しい利用の仕方をつけさせ、ネットやゲームに過剰に依存することなく、心身ともに健やかにたくましく生きていけるすべを、私たち大人が教えてあげる必要があると思います。現在でもその教育は行われていると思いますけれども、こうしたことに関して、また今後の指導方針をお聞かせください。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今後の指導方針といたしましては、学校におきましてはさきに述べましたように情報教育の全体計画に基づいて、特に自分や友だちを大切にする、それから人を傷つけない、人から傷つけられないという人権教育の視点や、それから性犯罪などのトラブルに巻き込まれないという安全教育の視点から、指導を徹底したいと考えております。また、本年度も高鍋警察署と連携した指導を行う予定でございます。

さらに、実際に機器を使用する場面は家庭生活の時間です。学校では持ち込まないようになっておりますので、家庭生活の時間ですので家庭で使用する際のルール等を定めて児童・生徒に使用させることなど、今後も保護者への啓発を継続し、家庭と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） ぜひ保護者とも連携しながら、安全な利用ができるように子供のころから教育していただきたいと思います。

次に、ふるさと教育についてお伺いいたします。

この4月から小学校で道徳が教科化されました。中学校では来春から導入されるということですが、このことに関してどのような方針でいかれるのかお聞かせください。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 郷土愛が育まれるような道徳教育ということで、道徳教育は道徳科の授業だけではなくて学校教育全体を通して行っていくものでございます。

したがって、総合的な学習の時間を中心にした各教科の授業も、道徳教育の留意事項にある伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るという目的につながるものでございます。

また、道徳教育のかなめであります道徳科におきましては、指導すべき内容項目の中に伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、自然愛護といった内容項目が定められておりまして、小学1年生から中学3年生までその内容を授業で取り扱うことになっております。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 小中学生に対して本町の歴史及び環境、風土等についての教育はどの程度行われているかお尋ねします。

ただいまのお話にありましたように、総合的な学習の中で本町の歴史と文化等については教育はされていると思いますけれども、私が申し上げたいのはもう少し郷土愛が育まれるような、子供のころからこの木城はとてすばらしいところだという意識を植えつけながら育てていただきたいという趣旨を持ってこの質問をいたしました。

本町には、二度にわたる高城合戦の戦場となった戦跡が数多くあり、特に城山は不落の城として特産品のお酒の名前にも使われたくらいロマンあふれる史跡です。また、新しき村は今年開村100周年を迎え、現在至るまで営々とその精神が守られ続けています。

友愛社では、さまざまな事情を抱えた子供たちが社会の中で一人の人間としてひとり立ちして生きていけるように、賢明な教育と取り組みが行われています。

そして、比木神社ではお里まわり、大歳下り、師走祭りなど数々の催事が、実に1300年もの間、地域の人々によって営まれ続けています。

子供たちは、この豊かな自然と歴史ある町で育ち、やがて限りない可能性を持って広い世界へ飛び立っていきます。この小さな町ではないどこか遠い大きな街で、多分いろいろな経験をし、例えばそこで傷ついて挫折したとしても、心の中に誇るべき「ふるさと」があればそこで踏ん張り、頑張ることができると思います。そして、いつか必ず帰りたくなる「ふるさと」を心の支えにして生きていくことでしょう。

そんな中でやっぱり木城のほうがいい、木城に帰りたい、木城に帰って暮らそうと思わせる教

育を子供のころからしていただきたいのです。帰ってきてくれと言わなくても、おのずから木城で暮らそうと思う心を植えつけて育てる努力を、この今現在の私たち大人がするべきだと思います。

学校でも家庭でも、この「ふるさと」がいかによばらしいところであるか、繰り返し教え、意識づけをする必要があると思います。出ていった子供たちがこの町に帰ってくれば人口減少にも歯どめがかかりますし、介護の問題にも展望が少し開けていくと思います。

道徳教育の中におけるふるさと教育についてのお考えを、いま一度お聞かせいただきたいと思っています。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 先ほどお答えしましたように、道徳教育は教育全体で行います。特にふるさと教育につきましては、先ほど申し上げましたように総合的な学習の時間というのを中心に、小中学校がそれぞれテーマを掲げて進めております。

小学校は「ふるさと木城っ子になろう」というテーマ、中学校は「郷土に目を向け、自分のあり方、生き方を見つめよう」というテーマを掲げまして、木城町に関する「ひと・もの・こと」について学んでおります。

どの程度行っているかということですが、具体的には小学校3年生が木城の特産品、4年生が木城町の自然、5年生が木城町の米づくりや産業、6年生と中学1年生が木城町の歴史や文化というふうなものを学んでおります。

高城城址や百済王伝説、郷土の偉人、小丸川など、実際に現地に足を運んで調査したり、それから専門家、そこにいらっしゃる人のお話を聞いたりしながら、実体験を通じた学習を大切にしております。

また、ほかの学年におきましても、各教科等の中で地域とかかわりのある学習内容がございますので、その都度、ふるさと教育という視点で取り組んでいただいているところです。

このような取り組みを継続するという事で、ふるさと木城への思いが深まり、郷土愛が育まれるというふうに考えております。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 近隣の例を申し上げますと、西米良村では菊池の殿様の菊池精神がずっと代々受け継がれており、社会に貢献する人間を育てようという目的でなされているというふうに聞いております。

それと、椎葉村は高校は必ずよそに下宿をしながら通うらしいんですね。中学校までしか椎葉村では育たないんですけれども、必ず椎葉に帰って将来自分はここで暮らしたいという、子供のころから思わせるような目的で教育が重点的になされていると聞いております。

木城町も本当にこの町に誇りを持って、木城ほどすばらしいところはないという子供心に植えつけられた気持ちがあれば、本当に親が年を取って帰ってきてくれというふうに懇願しなくても、おのずからよし木城に帰って働こう、木城に帰って親と一緒に暮らそう、親の助けになろうという気持ちが芽生えてくると思うんですね。

だから、そういうところを意識しながらそういう教育をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、教育長の職務権限についてお伺いします。

地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の3に「教育委員会の職務権限として、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること」5に「学校の組織編制、教育課程、学習指導及び職業指導に関すること」とあります。教職員の人事異動について、どこにどのような要望をされているかお伺いします。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 小中学校は市町村立の学校ではありますがけれども、教職員につきましては県の職員でございます。したがって、児湯地区の管轄であります中部教育事務所に対しまして、学校の組織構成、それから公務分掌等を踏まえ適切に要望しております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） それでは、教職員に関することで学校長に対して教育長からの指導、助言はされているのでしょうか。

どの程度の頻度で授業参観はされているのでしょうか。教育委員の皆様はいかがのでしょうか。

教育委員会の会合や入学式、卒業式、運動会等への出席のほかに、日常的に行われている授業参観をなされているのでしょうか。どのような教育が行われているか知る必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

子供たちがどのような状態なのか、実態を把握する必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 学校長に教職員に対する指導ということなのですが、学校管理職の職務につきまして学校教育法第37条の4項に、校長は公務を司り所属職員を監督する。また同条の第5項に教頭は校長を助け、公務を整理し、及び必要に応じて児童の教育を司ると規定されております。

学校職員の学級経営全般、その他の職務の全般につきましては、その監督責任は学校の管理職にあります。各学校長及び教頭は、日々早朝から夕方あるいは夜遅くまで、校内巡視を初め職員

の指導、それから児童・生徒や保護者への対応など、本当に管理職としての職務に専念をしていただいております。

さらに、教務主任も管理職の一人ですが、教務主任の職務につきましては、学校の教育課程の実施に関する連絡調整及び指導助言を行う立場であります。その職責に基づいて、自分自身の授業だけではなくて、学校行事等の教育計画等立案、それからほかの教職員への指導、助言にも努めていただいております。このように、早朝から夜遅くまで職務に専念してる管理職を初め、学校の職員に対しましては教育長としては大変ありがたく思っているところです。

教育長として、学校長へ指導、助言、実態把握についてということでご質問がありましたけれども、さきに申し上げましたとおり、学校の監督責任者として校長にその管理運営を委任しております。その管理費運営の状況につきまして、毎月実施する定例校長会で報告を受けております。

また、県の教育委員会から派遣していただいております指導主事の専門監を初めとする教育課職員を定期的に、また臨時的に学校へ派遣し、その管理運営の状況を確認させております。その状況を報告を受けています。必要に応じて、専門監が直接職員に対して指導助言を行うこともございます。

さらに、学校は日々さまざまな出来事が起こりますので、学校長だけでは決断、解決できない出来事も多々あります。そのような場合には、私が直接学校を訪問し、児童・生徒、職員の指導状況を把握するとともに、学校長と面談し、その対応について指示、命令することもございます。

教育委員の方々におかれましては、定例教育委員会で学校の管理運営の状況等を報告しております。また学校訪問、それから定例の教育委員会の後に授業参観などを実施し、直接学校の様子を把握していただいております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） それは年間に何回ぐらいあるんですか。教育委員の方々が学校を参観されるていうの。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 先ほども言いましたように、校長、教頭の管理職の指導、助言のもとで学校は運営されておりますので、頻繁に教育委員が行くという必要はないかと思っております。

学校訪問が年に各学校1回、支援訪問ていうのが一昨年度から始まったんですが、その場合は年4回ほどございます。

それから、定例教育委員会の後ということで、昨年度はちょっといろいろほかの協議事項が重なりまして時間設定が難しかったんですが、それも年に1回2回それぞれの学校に赴いて授業を見ていくと。

それからオープン参観というのが以前はございましたけれども、その時期に参観をしていただいたりしております。

年に何回という決まりはないんですが、必要に応じてということになるかと思います。

○議長（黒木 泰三） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） それでは、教職員、各学級経営されております先生の学級経営について。学校長とか教務主任の先生が、学級担任の先生から相談があった場合はその相談に応じるとかいうことなんでしょうか。それとも常に学校長とか教務主任の方が各教室の授業風景とか、どうのことを先生が子供たちにおっしゃっているかとかいうことの把握をする方法はないんでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） それぞれの学校長、教頭は、ほぼ毎日のように授業参観はしております。特に4月5月は新しく来られた先生方が多いので、その先生方を中心に見ていらっしゃるということで、そのときの様子なども報告は受けております。

○議長（黒木 泰三） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 私が今回このような質問をしようと思いましたが、ある先生がある児童に「あなたのおかげでこの学級の評価が下がってしまった」とその子のお便り帳に書かれてあったと聞いたからです。学級の評価とは何でしょうか。その子供の存在のおかげで学級がだめになったということでしょうか。子供にそのようなことを言っているんでしょうか。

子供たちにとって学級の担任の先生は大変な影響力を持っています。あるときは親といるよりも長い時間を先生と過ごす場合もあって、子供の人格形成に多大な影響力を持っていると思われるのが担任の先生です。その頼みの綱の担任の先生から「あなたのおかげでこの学級の評価が下がってしまった」というようなことを子供に直接言われたとしたらどう思われますか。

私は、自分の子供や孫に対して学校の担任の先生がそういうことを言われたらどうするんだろうと思いました。皆さんはいかが思われるでしょうか。そんなことを言われた子供はどうすればいいんでしょう。結局、否定するという事だと思いませんか。

先生の言葉は、一生その人の人生を左右するような重要な力を持つてると思っています。励ますことは幾らでもいいんですけれども、ほめる、励まして育てるということは幾らでもしていいと思いますけれども、そういう否定する言葉というものは絶対言ってはいけない言葉なんじゃないかと私は思います。それでこの質問させていただこうと思ったんですけれども、教育長はいかが思われますか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今のそのお便り帳の件ですけれども、本当に耳を疑うようなお話だな

というふうに私も思います。もし事実であれば、お子さん、それから保護者の人権を無視した、尊重したものではないというふうに大変私自身が申しわけない気持ちでいっぱいになります。このことはまず学校で事実を確認しまして、適切に対応すべき事案だというふうに考えます。

ただ先ほど申しあげましたように、学校は日々いろんな出来事があります。管理職は、先ほど言いましたようにいろいろ授業風景とか様子も見て回っておりますけれども、学級内で起きた全てのことを把握するというのは大変難しい問題だと思います。ですので、把握できなかった事案があった場合は、子供、保護者、地域の方々から情報提供がその対応、それから解決の大きな手助けになるのではないかと思います。

これは、学校長のみならず私からのお願いでもございますけれども、児童・生徒の様子、それから学校生活で気になること、不安なこと、心配なことなどがございましたら、学校に直接相談いただくかもしくは教育委員会のほうに、私どもに相談していただければ、もうすぐに対応できた問題ではないかなと思ってますので、すぐに対応させていただきますので、そういう問題を把握された折にはぜひ一報ご連絡をください。

それから、今回お話のあった事案の子供さんや保護者の方々に対する誠意ある対応をとるとともに、傷を負った心のケア、それから事案のもとをつくった職員への素早い対応を今後していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 教室は、担任の先生のいわば一国一城のあるじ的な独壇場となりがねません。児童・生徒はその先生の価値観一つで、いい子、悪い子、手のかかる子、かからない子、評価の高い子、低い子として選別されてしまいがちだと思います。それでいいのでしょうか。

子供は手がかかって当たり前、思いどおりにならないのが子供です。思いどおりにならないからと言って「あなたのおかげで学級の評価が下がってしまった」などという言葉は、教育者たるもの決して使ってはならない言葉だと思っています。

そういう子供にこそ手を差し伸べて温かく接すること、導いていくことこそが教師の本来の姿であり、本来の教育であるはずで、これは学力以前の問題で、人間を育てる上で一番大事なことでと思います。教育者として恥ずかしくない先生にこの木城町に来ていただくためには、教育長の人事力、手腕がぜひとも必要です。持たれている手腕を余すところなく発揮されて、健全な教育がなされますように願うばかりです。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

○議長（黒木 泰三） 7番、渕上三月君の質問が終わりました。

○議長（黒木 泰三） 次に、4番、5番、6番の質問事項については、一問一答式により、2番、神田直人君の登壇質問を許します。2番、神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） おはようございます。先月5月8日の宮日に、新富町が議員10名、報酬月28万円とする条例改正案を6月議会に提案という記事が出ました。人口減少に合わせて定数を削減すると同時に、報酬を増やすことで若者や女性の立候補を促したいとの考えでありました。

その後、報酬を28万円にする条例改正案を町議会に提案し、議員定数削減案については町議会が独自に検討する特別委員会を立ち上げるという方針を尊重して提案しませんでした。自分が注目したのは町が報酬と定数に関する議案を提出するという点であります。

もちろん他町に対して意見や感想を言う立場にはありませんが、問題点は同じであろうと思います。働き盛りの若者、または女性の議会への参加、出馬は、本町においても望ましいものと思います。町が提案する議員定数削減または報酬等の問題に対して、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 神田議員お尋ねの議員定数でありますけれども、議員定数につきましては、ご承知のように地方自治法の定めによりまして町の条例で定められているところであります。

そこで、議員定数のあり方でありまして、行政改革の視点だけではなくて町政の現状と課題、将来の予測と展望を十二分に考慮して決定されるものであると認識をしております。

ご質問の本町の議員定数につきましては、町長がどうこうというよりもまずは先ほど申しました事柄を踏まえまして、議員もしくは議会自らが議論をされて、町民理解のもとで判断されるべきものだと私は認識をしております。

あわせまして、議員報酬の件も出ましたけれども、私は町政に関心のある若い人や女性の立候補を促す観点からは、定数は別にいたしまして、町長の立場として特別職等報酬審議会に議員報酬を上げる諮問をする余地はあるとそういうふうな理解をしてるところであります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 新富町に次いで高鍋町でもその話をお聞きしているところであります。まだ検討中ではありますが、定数削減が実施されたとすれば、本町の人口割を見たときに町民の定数削減の機運は高まるのではないかとこのように思っております。

本町は約人口5,000人、新富町が1万5,000人、高鍋町が2万人ということで、その定数が10名前後というようなことになれば、当然木城町の10名の定数は多いのではないかと

うような話が湧き上がるのは自然ではないかというふうに思っております。

町のほうでというよりは、議員自らがということで今町長の話がありましたので、今のところまだそういう話が議員側からあるというわけではありませんので、次の統一選まではそういう話はないのかなというふうな感じはしておりますけれども、今までの定数削減というものに関しましては、定数削減イコール歳費の削減という観点でありましたけれども、今回の湧き起っている問題は報酬を上げて削減するというような話でありますので、またこの話、問題については町長のほうから提案することはないということであれば、議員各位でまた話し合っていくことが必要かと思っております。また、町民の考えを取り上げながらやっていくのが自然かというふうに考えております。

次に、山間部での町道の整備状況についてお聞きします。

落石や崩土等がある場合は、速やかに対応をとっていただいておりますことに感謝をいたしておりますが、定期的にもた整備をしていただいておりますところでもあります。これは、順番に整備を進めているのか、それとも職員が巡回をして、こういうところを優先的にやるというような方法でやられておるのかお伺いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 神田議員には台風時や大雨の時に、山間部の特に道路情報をお寄せいただいております感謝をしております。町長は、町道の道路管理者としての立場があり、また責任もあるわけでありますので、常に生活道路の利便性と安全性の向上のために、そして道路の円滑安全な交通の確保のために、維持補修や整備、道路占用などの許認可を行わなければならないと認識をしてるところであります。

その上で、山間部に限らず町道全般にわたって、新設、改良、維持、修繕、災害復旧など、管理と整備を行っているところであります。当然のことながら、総合計画等に基づいて優先順位をつけてやっているところでありますが、しかし災害復旧等についてはそれは待ったなしのことでありますので、早々に対策をしているという現状であります。

あといろんなお尋ねがあるかと思っておりますけれども、そういった部分については技術的な面もありますので、担当の環境整備課長のほうから答弁をいたさせたいと思っておりますが、優先順位をつけて通常の維持補修、いわゆる道路の長寿命化を図っているということでございます。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました町道の維持管理等でございますが、町道の維持管理につきましては、路面それから橋梁、トンネル等の状態を定期的に確認して、破損の度合い、それから利用頻度等が高い町道から優先的に整備を行っております。

新設等につきましては、必要に応じて対策を行っておりますので、現時点での予定はございま

せん。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（２番 神田 直人君） ご存じのように、今、シシ・シカ等が非常にふえた影響で、整備した後にすぐ落石等があったりして、道の幅の狭いところでは離合がかなわない場合が多くあります。

そこで提案なんですけれども、側溝より山手側に柵をつくってはどうか。毎回土砂を除去していただくより、まとめて回収したほうが経費の削減になるのではないかというふうに思っております。

本町には小径木の加工場がありまして、最近公共事業の減少によりまして非常に経営が圧迫されているという話を聞いております。その小径木で出た棒ぐいなどを使って柵をして、まとめて回収するというような方法をとれば、恐らくいつも落ちてくるところというのは大体わかると思うんですね。

そういうので柵をすれば加工場の丸太も生きてきますし、そこで働く従業員の生活確保にもなりますし、また町の費用の削減にもなる。また畜産農家が「のこくず」がなくて大変苦勞されているという話も聞いております。それを有効活用して使っていただければ、一石二鳥にも三鳥にもなるというふうな考えをしておるんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいまご提案のありました、いわゆる小径木加工場でつくっていらっしゃる間伐材を利用した棒ぐい等でありまして、そういったものを落石防止、柵で設置したらどうかというふうなご提案でありましたが、落石や崩土が発生した場所、状況、それから設置後の維持管理もありますので、設置については前向きに検討させていただきたいと思っております。ご提言ありがとうございます。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（２番 神田 直人君） ひとつ検討方よろしく願いいたします。

続きまして、道路の支障木についてお尋ねいたします。

梅雨を迎えまして、道路側の木々が垂れ下がり、車の妨げになっております。毎年草刈りなどは地元で行われておりますが、ご存じのとおり高齢者がほとんどであります。道端の草切りぐらいが精いっぱいですが、今温泉のバスなどがよく通行されるんですけれども、バスに木々が当たったりして大変運転手は苦勞されておるようであります。

この話をしましたら、同僚議員のほうからもそういうところはたくさんあるということで、道路沿いの木々に関しては民地、公地、また国有地、いろいろありますけれどもなかなかそれを、恐らく頼んで切ってもらうのが本筋であろうと思うんですけれども、高齢者のため切れないとかい

うようなところもあるというふうに考えております。ある程度の大がかりな伐採をして、垂れ下がりがまた出ている木を切っていただくというのは必要ではないかというふうに思っております。

同僚議員には、今バイオマス会社があるではないかということをお聞きしたんですけれども、バイオマス会社などに頼めばその伐採した木まで処理して、自分のものになるというか経費が浮くような考えもできるんじゃないかというなそう思うんですけれども、そういう交渉をされる気はありませんか。お伺いいたします。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ただいまご質問ありました道路支障木等の対策についてでございますが、現在、町といたしましては、大雨それから風等の影響によりまして通行に支障がある場合につきましては、速やかに支障木等の除去を行っております。利用者の支障がないように管理しているところでございます。

そのほか、台風等の接近後は職員によります町道の巡回を行い、支障木等を発見した場合については速やかに除去を行ってるところでございます。

また、先ほど言われましたが、道路上に張り出しております通行に支障があるような木等につきまして、所有者が個人もしくはそういった関係である場合は、所有者の方に撤去のお願い等をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 先ほど申し上げたんですけれども、バイオマス工場なんかとの交渉などをやる気はありませんでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ただいま申し上げましたように、所有者の方に通行に支障がある場合についてはお願いをしておりますので、今後もそういった形では対応したいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） ひとつ、ある程度の思い切った伐採が必要なところが大分出てきているんですね。国有地などにおきましても、そういうところも突っ込んだ形で、以前と違わせて国有林も経費が要るのか、なかなか自分たちで切ってくれないところがあります。

ある程度経費をかけてということで、先ほどバイオマス会社なんかと交渉したらどうかというふうに申し上げたんですけれども、ひとつもっとう前向きな検討をお願いしたいというふうに考えております。

それとカーブミラーについてお聞きします。

山道はカーブミラーが大変重要であります。それを頼りに運転しているところもあります。よく見ると見えづらいものとか破損しておるものが大分あるようでありますけれども、現在の管理状況はどうなっておるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） ただいまのカーブミラーの設置状況、それから管理状況ということでございますが、町道に設置してあるカーブミラーの数ですが、概算で1,200基と考えております。

平成28年度に新設を8基、修繕を10基行っております。平成29年度につきましては、新設を5基、修繕を5基整備を行っております。今年度も当初予算で新設3基、修繕5基を予算計上して、年次的に整備を行ってるところでございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 年次的に整備をされてる、また入れ替えも行われてるということでもありますけれど、まだまだその整備がされてないところ、また管理がされていないところもあるような気がいたします。巡視していただきまして、悪いところは替えていただくようお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） それでは、次に盗伐対策についてお尋ねいたします。

最近よく盗伐の話を聞きます。本町では幸いに話を聞いておりませんが、隣の西都ではよくある話だというふうに聞きました。木材価格の低迷から、最近の木材の需要の高まりがそうさせるのかとも考えます。

私の記憶によれば、以前山村の巡視委員がいたような気がいたします。私自身も国有林のほうの巡視員をしておりまして、町のほうの巡視員もまた別にいたというふうに記憶しておりますが、なぜなくなったのか、もしくは私の勘違いなのかわかりませんが、そこをお聞きしたいと思ひます。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（渚上 達也君） 町の巡視員につきましては、平成21年度まではいたというふうに私どもも認識しております。

まず最初に、石河内地区においては国有林の中に町と国との分収契約を結んでいる部分がありました。その分収契約の中で町の方収分を、また地域の人たちと分収契約を結んでるというような形がありまして、その町有林の監視のために巡視員を設けていた時代がありましたが、もう現

在伐期を迎えてるものとかいうような形と、町と地区の持ち分に関しては、町が買い上げを行ったりというような形が進んでおりますので巡視員制度がなくなったと。

平坦地区にも2名おりましたけども、同じような形で民有林の中において、町と地区との分収契約を結んでる部分がありましたが、それについてももう伐期が来たというような形で巡視員制度をなくしまして、災害等があるような場合には速やかに担当課において見回るというような形に変えたというふうに記憶しております。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 巡視員制度は、非常に地元の山を見て回るというようなことでは生かされていたんじゃないかというふうに考えております。自分で見たところ必ずチェックして、町にその報告をするというような形でありましたので、今のようにどこそこを盗伐とかいうようなことがあれば、つぶさに町のほうで把握できるんじゃないかというふうに考えております。

来年度から恐らく森林環境税が来るだろうと思ってます。私の考えでは、木城町は山がいっぱいなのでたくさん森林環境税が来るのかなというふうに考えておりましたら、国有林には来ないということで非常にがっかりしております。その一部でそういう見回り制度というか巡視員制度みたいなのがあれば、山の変化がつぶさにわかるんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 誤伐盗伐関係であります。それを含めての監視状況であります。私も直接的には町内においては誤伐でありますとか盗伐の被害は聞いておりません。ただ県内においては、誤伐あるいは盗伐によって訴訟にまで発展をしてるという事例は聞いておるところであります。

それから、巡視員制度のことが出ましたが、おっしゃるように来年度2019年度から森林環境税が導入をされます。その中では、新たな森林管理システムが運用されるということになります。

これにつきましては、山林の手入れや伐採後の再造林など適切な管理を所有者に義務付けるとともに、自ら管理できない場合は森林組合等に委託をしたり、あるいは市町村が管理をするということになってきます。

そういうことで、そういった誤伐、盗伐については最小化されるんじゃないかなという期待も持っていますし、またそういったふうに新たなこの管理システムの中で運用しなくちゃいけないというふうに理解をしてるところであります。

ただおっしゃるように、森林環境税そのものは国有林野には該当しませんので、今試算であります。木城町では特に、山林の8割強は国有林でありますので、森林環境税はほかの市町村に比べると少ないという状況であります。私が記憶している限りは500万円弱の森林環境税がお

りてくるだろうという予測をしていますので、そういった中で運用をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） それでは、今まで申し上げたことをひとつ積極的にご検討いただくことを希望いたしまして、私の質問終わりたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 2番、神田直人君の質問が終わりました。

○議長（黒木 泰三） 傍聴席の皆様をお願い申し上げますが、議会傍聴の規則により、傍聴席での拍手等の意思表示は禁止されています。ご静粛に傍聴をお願いいたします。

次に、7番、8番、9番の質問事項については、一問一答式により、3番、中武良雄君の登壇質問を許します。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） それではただいまより一般質問を始めますが、大きくは3つの項目で質問させていただきますけども、中の小さな項目につきましては多少順不同になるかと思えますので、その点をご了解いただきたいと思います。

まず最初に、中之又の民具品の管理状況についてお聞きしたいと思います。

今年の2月、町の文化祭におきましては、リバリスの2階に中之又の民具品の一部が展示されておりました。多分初めての試みではなかったのかなと思いますが、教育課の方におかれましては、展示するにあたり多分ご苦労があったのではないかと思います。この中之又の民具品は、現在どこが管理しており、どこに保管してあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 現在、中之又地区の民具につきましては教育委員会が管理しまして、保管場所としましては旧中之又中学校の校舎になっております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 私が当初聞いてたのは、これは中之又地区が管理してると。場所は旧中之又中学校ですね、こちらのほうに管理してると聞いたんですけども。今教育長の話では一応教育委員会が管理ということでよろしいわけですね。そうなってくると、現在の管理状況ですけども、これを見て教育長はどういうふうにお考えになっておられますか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 私もちよっと現地に行ってみましたけれども、かなり劣化が激しく進んでるなということで、できたら私ども教育委員会のほうに、こちらのほうに持ってきて管理をすると日常的に管理、掃除とか手入れがしやすくなるのかなというふうには考えております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 現在、中之又の住民の方に伺いまして、この中之又に展示してはおきたいけども、現在の保管場所の老朽化に加え住民の高齢化ということを考えて、中之又地区ではなくて町での管理展示を望まれてるといの方が非常に多くなっておられます。この貴重な民具品を、町は今後どのような管理を考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 現在、預かっている分が196点ほどございます。その方たちは全部寄託、預けているという形で台帳には記されております。もう亡くなられた方も多くいらっしゃいますが、そのご家族、ご遺族の方々と交渉いたしまして、今後は所有者の関係者の方にお願いしまして寄贈をしていただくかなというふうにております。

そして寄贈した分をリパリスの倉庫もしくはトレーニングセンター等に保管しまして、順次今やっておりますように定期的に入れかえて展示をしていきたいというふうに考えております。現在、1名の方がもう寄贈をしますということでお返事をいただいております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 次の質問のところまで答えていただきましたので、ちょっと次の質問とダブるんですけども、旧中之又中学校の教室にある資料室の表札には、昭和49年に収集というふうに表札のほうに書かれておるわけですけど、その民具品は基本的に台帳はあるというふうには聞いております。

基本的には43年経過しておりますので、先ほど教育長も言われたけども預けられた方も亡くなってる方も多数いらっしゃると。この民具品は現在196点あり、そして今聞くとこれも寄贈か寄託私わからなかったんですけども、ほとんどが寄託と。これは寄贈は1点だけですかね。寄贈はなかったですかね。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 寄贈という形では多分なかったと思います。ほとんど寄託で、もし返却してほしい場合にはその書類ですね、その当時発行されてる書類をもって返しますというような取り決めがしてあるようです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） それで非常に問題なのが寄託ですよ、寄託になると。私はもうこれが中之又地区の管理であつたら、これは新たに町のほうで管理してもらわなければいけないと思ったんですが、実際は教育課のほうに管理ということですので、これは早急に何らかの形で寄託から寄贈にしないと、今文化財の問題になってることがまた起きてしまう可能性が十分に

あるわけですね。

そういうことで、さっきもありましたように中之又地区ではもうどうもならないと、あその場所でどうもならないということで、町の文化財は現在リバリスのり2階に展示してあるわけですね。

これ当然、この民具品を持ってきて保管展示するとなると、やっぱりもう今の場所ではちょっと足りない。1階に展示したほうがいいんじゃないかなというふうに考えておりますけども、町としてはこの文化財、中之又から民具品が来た場合にどういったような管理を、どの場所を考えていただけるのか。今の場所ですのか、何か今後考えがあるのかどうかをちょっとお聞きいたします。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 管理する場所なんですが、実際なかなか管理する場所がないなというふうには私どもも認識しておりますが、現在考えておりますのはホールの後ろにあります倉庫、それから棚がございます。それとあとトレーニングセンターですね、そちらのほうに保管をして、先ほど申しましたように入れ替えでの展示というふうに考えております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 私の考えとしては、今現在2階ですよ。あれを何人の方が実際入って見られてるのかなと、これが疑問なんですけども。どこを見ても大体1階なんです。1階入ってきてずっと見られると。そういった展示をやっぱ考えたほうが一番いいと思うんですけども、この点でちょっと町長のほうにお聞きしますけども、何かそういう考え、そういった展示を含めて、今後こういうふうにしたら、構想でも構いませんので考えがあればお聞きしたいと思います。なければ結構ですけど。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 2つほど考え持ってるところでありますが、1つは中之又地区の民具について、町長部局、私の立場から言わせると、全て寄託で教育委員会が管理ということであれば、やはり先ほど中武議員がおっしゃったように将来、私たちが亡くなって次の世代のときにやっぱこういった、今回の一連のような文化財の廃棄問題が出てくるだろうと思います。

それは、やっぱり古くなったら寄託でありますんで捨てるだろうと思うんですね。古くなってくれば、そのときに「あのとき預けた」と言われたらやっぱ同じようなことが起きますので、ここは1つは寄託であれば1回今いらっしゃる方にお戻しをして、改めて寄贈をしていただくと。そういった管理が望ましいのではないかなと私は思っています。

それから2つ目でありまして、こういった文化財資料、それから民具品も含めてですが、そういうのにつきましては展示品はどこで展示するかというのは、今リバリスの2階で行っています

けども、やっぱり場所的には最初からそういった目的でつくられていません。便宜上そういった場所を使っているということですので、将来的にこういった民具品、寄贈やら寄託を受けた場合に、膨大な点数になりますんでそこはしっかりと保管をする場所、別々にあそこに置いたりこっちに置いたりじゃなくて、やっぱりしっかりとした建物をつくって保管等すべきではないかなという考え持っています。

ただ夢としましては、今考えをいろいろ、文化財のことでありましたので考えるところが一つありまして、1つはある人からもご助言もいただいたとこでありますけど、新しき村とか石井十次、それから比木神社関係もありますけども、こういったいろんな文化的な価値を有するものをどこで保管するのか、あるいはそれをどうやって活用していったり管理をしていくのかというのがありますので、そういった部分で何がしかの方向性を見出して、また私は私なりに提言をさせていただければありがたいなと思ってるところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 本当に大事な問題ですので、教育長からもさっき話聞きましたけども、これから個人的にそういう寄贈をお願いすると。1回返すなら返して今それをしていくと。

このやり方で、今後どういう形で進めていこうという、その具体的な、もし決まって入れば今後その動きをどういう形でしていくか。もう直接個人でいくのか中之又地区を通してやるのか、どういうふうな形でやるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 文化財問題が起きたときに、当時の中之又地区公民館長さんには総会の折に皆さんに意見を聞いてくださいというふうには投げかけていましたが、それが進んでおりませんでした。

今、公民館長をされてる方にも、一応そういうお話はしておりましたけれどもなかなか進まない状況で、私教育委員会としましては、委員会のほうで個人的に当たる。今、中之又地区に詳しい方がいらっしゃいますので、その方たちに連絡をとっていただいたりしながら寄贈の方向でお願いしようというふうにはしております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） あとこれで中之又地区の方も多分安心されるんじゃないかと、私も常々気にはなっております、あそこに放置したままで大丈夫なのかなという気がしております、もし紛失でもしたらこれは大変なことになるがなということに気はしておりましたが、やっと町のほうも教育課からも動いていただいて展示もさせていただいてると。

そういう形で、この貴重な民具品ですけども、先ほど町長も言いましたけども、確かに今は私

たち知ってます。ところが私が年取って、やっぱ50年先になってくるとこの民具品が貴重なものになってくるのは間違いないと思います。それをやっぱ大事に管理していただいて、将来の子供さんたちに向けて保管していただくと。展示していただくという形をやっていただくようお願いしたいと思います。

それから今年度、今も「中之又の暮らし」と題して民具品が2階のほうで展示されているんですけども、今度、今年ですけれども展示計画では何か「民族」と題して昔の生活道具の展示が年3回計画されているとお聞きしております。これはどのような内容なのかをちょっと説明をお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今議員が言われましたように、年3回のテーマ展示を計画しております。1開催を約2カ月間としまして、第1回目は今現在展示しておりますが「中之又の暮らし」というテーマで山において使用する道具10点と、それから木炭生産のための道具6点を展示しています。2回目は「古き生活道具」というテーマで、生活道具を中心に約30点の展示予定としております。3回目は「学校用具と娯楽」というテーマで展示を考えております。

全てに道具の名前、それから使用方法などの写真を記載して展示をしています。実際に手で触れることができる資料も一部ございます。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） すばらしい計画ができて私の私も全く知らなかったんですけども、急に資料もいただいたんですけども、こういった資料、せっかく企画があるんですから、もうちょっと町民の方に見ていただくような形の広報活動も、もっと積極的にやっていただいて、そういったものを目を通していただくということをしていただけたらいいかと思います。

続きまして、コミュニティ多目的広場の活用状況をお聞きしたいんですけども。ご存じのとおりこの広場は、私も関係あるんですけども前身はオークタウンという衣料会社であり、町の第一誘致企業でもあったわけですね。

これが、今では町民の活用する広場となり、多分7年くらい過ぎていると思います。この施設の当初の活用目的ですね、こういった形で活用するのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） コミュニティ多目的広場でございますけれども、平成22年度にまちづくり交付金事業の補助事業を活用して各種イベントの開催、それから駐車場、消防訓練、その他地域のコミュニティの機会を創出する場所としての提供を目的に整備されたものでございます。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 目的はイベント、消防団の訓練、駐車場という形で主になってるんですけども、これが年間での活用実績で別々にどれぐらいあるのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 当施設の利用状況でございますけども、主な行事としまして木城ふるさとまつり、それから盆踊り大会等の観光イベントの開催、それから消防訓練、それから学校行事やスポーツ少年団を初めとする各種スポーツ大会、それからリバリスの大ホールでの催し物がある場合の駐車場等でございます。平成29年度はおおよそでございますけども2万7,000人の利用があったというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 年間で2万7,000人の利用があったということですので、結構利用はあるかなというふうに感じております。

極端に言えば消防団の訓練なんかは、非常にあそこができて消防団の方にとっては助かってるんじゃないかと思っておりますけども、このコートですけどもドッジビーコートがあるんですね。

カラー舗装ですけども、これは傷がつかないようにということで、当初、椅子やテントの利用は規制があったように私は見受けてるんですけども、せんだって朝市の会場でテントも使用されていて割といろいろ活用されておりましたので、こういった規制はもうなくなったのかなと思っ

ているんですけどそのあたりはどうでしょうか。

それと、今までは行政側の使用目的が大体一般的に多かったんですけども、私としては今後は広く町民の方が自由に使えるように開放をしていただいて、近くに観光協会の事務所がありますので、この観光協会が管理をしてそこを活用する方法で運用していけばいいのではないかなという気がするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 先月からですけれども、日曜朝市を利用者の駐車場等の利便性を考えられましてコミュニティ広場に場所を移されました。

利用者のほうからも大変評判がいいということで聞いております。ただ、先ほどご質問ありましたドッジビーコートなんですけども、表面塗装がされている関係がありますので、朝市の申し込みがあったときにはテントとか机とか椅子とかをなるべくそちらのほうには設置しないように、一応そういう配慮をお願いをしているところでございます。

それから、3月に観光協会主催のフリーマーケットが開催されました。あいにく雨で体育館になったところでありましてけれども、コミュニティ広場はご存じのとおり町の中心部でございま

すし、周りに駐車場もありいろんな面でイベントの会場としては適していると思いますので、ぜひ一般の方もどしどし利用していただきたいというふうに思っています。

それから施設管理でございますけども、ただいままちづくり推進課のほうで使用の申し込みがありますとかそういう使用許可のほうを行っておりますけども、今のところ特段利用者のほうからそのことについて不便やそういうご迷惑をおかけしてるという意見はお聞きしておりませんので、今のところ施設管理につきましては、観光協会に管理を委託するということは今のところ考えてはおりません。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） うまく活用がされてきたかなという気はしておりますけども、さっき言われたコートの方ですね、そのあたりも実際は余りそういう目的では使われてないみたいですので、そのあたりも一回見直して、自由に使ってもいいような形の規制を取っ払ってもいいんじゃないかなという気はしております。

その観光協会に任せるというんですけども、これも私はどっちかといったら全て何もかも町がタッチしなくても、観光協会でもできるんじゃないかという気がしますので、そのあたりも今後検討はしていただきたいという気はしております。

それからこの施設ですけども、町民から子供の遊び場所が少ないという声も上がってきております。私の考えとして、西側の駐車場がありますけども、トイレの横ですけども、このあたりに子供の遊び場をつくってあげて、駐車場はもっと北側のほうの道路側に面したところですかね、こちらのほうを駐車場にさせていただいて、今実際チェーンでずっと入らないような形でしてあるんですけども、私はなぜこのチェーンをしなくてはいけないのかなという気もするんですけども、もう一般に開放であればそういったチェーンも、部分的には必要かもしれませんけども。もうちょっと取り払って自由にこの中を出入りできる形もいいんじゃないかなと思いますけども、そのあたりはどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 今トイレ側の駐車場スペースのところと広場のところに鎖といいますかフェンスがあるわけですが、町道側は2カ所車の出入り口を設けておりまして、今は一応フェンスありますけども両方駐車場スペースということで、開放といいますかそういう形で今運営をしております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） やっぱり鎖がしてあるとなかなか人は入りづらいわけですけども、そういう駐車場と決めてあるのであれば、表示ぐらいして、自由に使ってくださいと駐車場で。そういう形にしてもらいたいと思うんですけども。先ほどのその子供の遊び場ですけども、この

件についてはまだ回答いただけていませんのでお願いします。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） コミュニティ広場でございますけれども、先ほど目的のところで申し上げましたけれども、今イベント会場、それから消防訓練、それから駐車場、主の目的としてはそういうことで整備された、本当に多目的で自由度のある施設というふうに思っております。

また大規模災害時の自衛隊派遣の宿泊施設、それから駐車場になることも十分想定されるわけですので、即座に使用できるああいう場所を確保していくというのも大変必要かなというふうに思っています。

ご質問がありました遊具の設置でございますけれども、国土交通省のほうが遊具の安全に関する基準というのを設けておまして、その中で子供さんが遊具からの落下等の事故を想定した安全領域というのが設けられております。その中に、遊具を直接コンクリートなどの固いところに設置してはいけないとなっております。設置する場合、安全、転倒してもけがをしないようなゴムマット等の設置も必要になると思います。

コミュニティ多目的広場ですけども、そういう多様な利用目的に対応できるように、そういう支障のない、構造物のないそういうオープンスペースをやっぱり木城町の中では確保しておくべきなのかなというふうに思っておりますので、今のところその遊具の施設について町営グラウンドの芝生とかでも遊べる場所もあるというふうに考えてますので、今のところその遊具の施設について考えてないところでございます。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 今考えてないということですけども、今結構お子さん連れの若いお母さんたちもいらっしゃいます。あそこでは野球、子供さんがスポーツしたり結構楽しんでるんですね。

なかなかあそこでゆっくりとくつろげる場所が、あの場所にちょっと足りないなという気がしております。これはすぐにどうこうということとはできないと思うんですけども、行政ばかりの施設ではなくて、あの区画にそういったゆっくりとゆったりとできる、お子さん連れがゆったりとできるスペースをつくっていただければよろしいかなと思いますので、ご検討はしてください。

続きまして、日向新しき村開村100周年記念事業の取り組み状況についてお聞きいたします。

今年の11月に計画されている日向新しき村開村100周年記念事業も、実行委員会のご尽力により計画が進んでいると思われまます。そこで、この行事を記念式典、それから文学碑の設置、それから特別展示等を計画されておりますけれども、こちらの現在の状況をお聞きしたいと思いま

す。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 日向新しき村開村100周年の記念行事についてですが、現在実行委員会を5回ほど開いておりまして、内容をずっと詰めて協議をしまいいりました。

記念式典につきましては、11月10日土曜日に総合交流センターリバリスホールで開催いたします。内容につきましては、小・中学生による発表、それから記念講演等を計画して準備を今しているところです。と同時に、文学碑の除幕式もこの日にしたいと考えております。

それから、文学碑につきましてはリバリス周辺と石河内のピノックQパーク駐車場周辺にそれぞれ建立予定で、現在石材等の選別を行っているところです。

特別展示につきましては、リバリス2階の大会議室において日向新しき村で実篤が使用してありました机とか村内生活者の作品などを展示するほか、埼玉県毛呂山町の新しき村美術館から関連のある作品等をお借りしまして展示を計画しております。

また、木城町小中学校の児童生徒が作成しました実篤ゆかりの書画の作品展示も計画しております。これにあわせて町民文化祭の展示を11月10日から町体育館で実施をする予定なんです。一般の方々からの実篤関係の作品というものも、コーナーとして設けて展示をしたいというふうには考えております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 記念式典は11月10日と聞きましたけども、大体この式典にはどういった方を呼ぶ予定になったのか、もし決まっていればお聞きします。

それからこの文学碑ですね、文学碑がこれリバリスとピノックQパークと2カ所という形ですけども、これちょっと次のと関係すると思うんですけども、この記念事業に関して664万3,000円の補助金が組まれておりますが、それを含めて内容の説明をお願いしたいと思えます。予算も含めてですね。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 補助金の644万3,000円の使用ということなんです。ちょっと具体的な金額は、すいません準備してなかったんですが、一応文学碑建設、それから観光ロードマップ作成、それから特別展示にかかる委託料、それからチラシ、ポスター作成などをその予算の中に計上しております。

それから来賓につきましては、この補助金予算の中に入ってる来賓としましては、武者小路実篤様のお孫さん、それから新しき村の今の現在の村長さんということで、2人分は計上させていただいております。

あと、ほかの来賓の方につきましては、総務財政課と今話をしながら進めているところで、は

つきりとまだ明確にはお答えませんが、構想としては産業祭ですね、うちであるふるさと祭りの産業祭のときに来られる議員さんたちが来られるのではないかというふうには聞いております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 補助金の予算分配ですがちょっとわからないということですので、後でまた委員会のほうでお聞きしますけども、もう大体それはもう決まってると思います。

その記念式典ですけども、来られる方は大体全体で何人規模で計画されてるのか、200人とか300人とかそれぐらいは大体もう決まってはいますかね、決まってない、それお聞きします。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 来賓外の方ということになるとちょっと想定できませんが、リバリスホールが319名ですので、それに合わせるような形になるかとは思いますが。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） そのホールに入るほどは一応呼ぶという形ですね。当然町民の方も呼んでいただけたらと思います。

今回の記念事業は、当然武者小路実篤の偉業を讃えるのが目的であろうと思いますけども、当然町民の方や地元石河内の住民の方たちの協力も必要だと思います。どのような広報活動されているのかちょっとそのあたり、100周年に向けた広報活動をどういうふうにしてるかお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 「広報きじょう」におきまして、5月号から「武者小路実篤を歩く」と題しまして、町内にあります実篤の文学碑等を紹介しております。それから、それを含めて記念事業の気運を高めていきたいなというふうには考えております。

また、宮崎日日新聞社において、日向新しき村の100周年記念特集を掲載する予定になっております。各メディア等の連携をとりながら情報発信を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（黒木 泰三） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 100年前、この武者小路実篤が石河内に新しき村を開村した当時の状況を振り返り、現在の殺伐とした世の中、人が人を殺める、ましてや我が子を虐待の後、死におとしめるそういう世の中だからこそ、この武者小路実篤の精神、人間らしく生きる、自己を生かす、そして人と人が賛嘆しあうような世の中にするために、少しでも多くの町民がこの新しき村開村100周年の思いをらせていただいて、事業を何とか成功させるために頑張っていたきたいと思います。

ちょっと予算、一部を聞かれなかった分につきましてはまた委員会のほうで聞きたいと思いますので、そのときはよろしく願いしときます。

以上をもちまして私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（黒木 泰三） ここで10分間休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時30分再開

○議長（黒木 泰三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、11番の質問事項については一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇質問を許します。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 災害とか防災については、これまでもいろんな場面で質問をしまいいりました。

台風とか集中豪雨による小丸川水系の増水による浸水災害というのが主な質問でありましたけれども、これらの浸水被害については、ある程度、災害が発生するまでに時間的な余裕がありますので、避難準備とかそういうものは心配ないというふうに思っておりました。

それと、仮に東日本大震災並みの津波が発生したとしても本町は心配ないということで、私を含めて、危機意識が相当薄れてきておる時期でありました。ところが、2年前の熊本地震、これは専門家さえも予測もしなかった断層による直下型地震がすぐ近くで起こりまして、その大惨事は今も記憶に新しいところであります。

加えて、今年の2月に政府の地震調査委員会ですか、これから30年に起こる南海トラフの大規模地震、震度7、起こる可能性が80%までに延ばされました。あと10年間なかったときには次の10年間、今からすれば40年の間に90%という確率であります。また、専門家が予測した南海トラフ地震の発生した場合の木城町における震度階級は、中之又、石河内の一部が6弱、あとが、全体が6強から震度7、そういう町全体が極めて危険な震度階級にあるということから、きょうは仮に地震が発生したときの対応と対策について、避難所を中心としたことについてお伺いをいたします。

地震は発生と災害が同時に来るんだということを念頭に置きながら、答弁をしてください。

初めに、宮崎県が独自に予測した南海トラフ地震では、本町では最大震度7が発生するおそれがあると予測されています。このときの本町の被害想定はどう発表されているのか、確認のためにお伺いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、私のほうから、一般論になるかと思いますが答弁をさせていただきます。詳細について、それぞれの各担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

今おっしゃったように、みんなが懸念や心配や不安を抱いているのが、堀田議員お尋ねの南海トラフ巨大地震であります。23年前の阪神大震災、7年前の東北大震災、そして今おっしゃった2年前の熊本地震などを経て、今、国のほうでも自治体のほうでもさまざまな検証がなされておりまして、インフラ等の整備はもちろんでありますけれども、ソフト面、特に平時の備えが必要であることを学んでいるところであります。

直近で、せんだって6月7日には土木学会のほうで、経済的な損失といましようか影響が、国の想定を上回る、長期的には1,410兆円という被害想定をすると、上るだろうというような試算をされたところでありまして、さらなるインフラ整備、それから人材育成などのソフト面も、対策を通じて、まずは犠牲者を減らさなくちゃいけないというのが提起をされたところであります。

そういうことでは、災害時の心構えとして、公助・共助・自助・近助が言われますが、とにもかくにも私たち行政はそういったいろんな情報を、当たり前のことではありますが、住民に対して知らせる努力をしなくちゃいけない。住民は逆に知る努力をしなくちゃいけない。お互いがそれぞれに一方通行じゃいけませんので、私たちもしっかり情報を伝える、あるいは対策を打つ、住民も情報などを知って、自分はどうすればいいのかを知るという努力も必要だなと思っております。

そういうことで、お互いに時期を得たご質問と捉えて、議員も町民も私たちも、お互いに情報共有と理解、そして、いざというときの行動の心構えができたらいいなと思っているところであります。

先ほど申し上げましたように、南海トラフ地震を想定しての対応と対策でありますので、具体的な質問につきまして、それぞれの担当する課長のほうから答弁をいたさせたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） ただいま質問のありました南海トラフ地震におきます本町の被害想定でございますが、ありましたとおり、南海トラフ地震の想定は震度7ということで、これは内閣府と宮崎県想定となっております。

この内閣府が想定したものを宮崎県が独自に再分析した被害状況について、これにつきまして冬場の18時で想定したものがおります。これについて本町の被害想定について報告をさせて

いただきます。

建物の被害につきましては、全壊・焼失合わせまして1,000棟が全壊でございます。それから半壊が750棟。人的災害につきましては、死者が70人、負傷者が230人。その他に、上下水道、電気、電話などのライフラインに甚大な被害が予想されます。生活への影響としまして、避難所に1,400人、避難所外に900人となるというふうに想定をされております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 建物被害の数が、町民にお配りしてあります防災パンフレットと、死傷者の数は合っていますが、全壊・半壊合わせて1,600棟ということで載っております。仮に1,600戸、木城町で建物がなくなると、それから死傷者合わせて300名ということになっております。

この建物が1,600戸なくなるということは、木城町にとっては、もう壊滅的、恐らく今2,000戸ない、1,900何十戸だろうと思っておりますが、そのもう8割がなくなるというような計算になります。

それは別として、次、問題は、避難所の人数のことを言われましたけれども、避難所マニュアルが多分作成してあると思うんですが、作成してあるということをもとに、熊本地震以降、多くの自治体が熊本地震を教訓として見直しを行っております。防災マニュアルあるいは避難所マニュアル、本町においても、熊本地震以降、そのマニュアルの見直しを一部でもされたのかどうかを1つ。

もう1つは、その運営マニュアルは、現在17カ所ですか木城町が指定されている避難所が福祉施設も入れて、その17カ所で一括した運営マニュアルなのか、あるいは学校関係と地区公民館の運営マニュアルは違うのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 避難所運営マニュアルがあるかどうかについてでございますが、平成27年3月に木城町避難所運営マニュアルを作成しております。

その後の見直しにつきましては、今年の3月に見直しを行っていますが、内容としましては避難所施設の見直しで、数の見直しでございます。地域間交流館、旧かしの実になりますが、これと地域ふれあい館輝ららになりますが、この2カ所を追加しまして、新岩戸公民館が指定解除ということで、これにつきましては土砂災害警戒区域に指定されたという関係で、合計で18カ所ということで避難所はなっております。

質問のありましたその運営マニュアルにつきましては、基本的には避難所全体の運営マニュアルとなっておりますが、教育施設、それから質問のありました公民館ごとの避難場所やトイレなど

の利用スペース設置などは定めておりません。個別的なマニュアルは定めていませんので、全体的な避難マニュアルでございます。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 時間があつたら、また戻って質問します。

次の3番からの質問は、木城町に実際に災害が発生したと想定して、被害状況は、先ほど課長が言いました、県が予定しておる分の5分の1とします。つまり建物の全壊・半壊で300棟と、約900人の方が避難所に駆けつけられましたという想定のもとにお伺いをしていきます。

災害発生から避難所を開き避難者を受け入れるまでの作業手順と、受け入れまでの所要時間、どれぐらいかかって避難所が開くのか、そのことをお伺いします。

それとプラス、もし災害発生時が休日あるいは夜間、例えば日曜日の夜中の12時に発生したと、それはどういうふうに対応されるのか。

それから、その次が、避難所ごとの責任者あるいは担当者は決めてあるのか。例えば出店、私、出店ですけれども、出店活性化センターの場合の責任者は誰で、担当者は何名か、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） まず、避難所開設、受け入れまでの作業手順でございますが、休日夜間の対応ということ想定しまして、地震が発生しましたら、地震の大きさによりまして、職員は自主参集をいたします。

参集体制につきましては、町内で震度4の地震が発生しましたら、各課から1名の職員が参集します。震度5の地震が発生しましたら、各課の課長補佐が参集となります。震度6以上の地震が発生しましたら、職員全員の参集となります。参集後に災害対策本部を設置しまして、被害状況の把握、それから避難所施設の安全確認を行いまして、避難所の開設を行います。

避難受け入れまでの時間ということでご質問がありましたが、熊本地震におきましては本震が午前1時ぐらいに発生をしております。全ての避難所が開設されたのは1時間かかったと言われております。

もし、本町で震度7の地震が発生しましたら、はっきりとこの時間で全ての避難所開設できるとは、ちょっと言うことは難しいことだと思いますが、どこの自治体もこの辺を苦労しておると思います。本町のマニュアルにおきましては、速やかに開設を行っていくということで考えております。

それから、各避難所の責任者、担当者ということでございますが、地震によりまして避難所を開設する場合には、避難所班というのをつくっております。これは、総務財政課、福祉保健課、

教育課が行います。この避難所の総括、それから一般避難所の運営を総務財政課の財政係が行いまして、責任者は総務財政課の課長補佐が行います。福祉避難所につきましては、福祉保健課が行いまして、責任者は福祉保健課長が行います。

次に、ご質問のありました出店地区の責任者等についてのお尋ねでございますが、本町の運営マニュアルにおきましては避難所運営の基本方針が定めてありますが、町職員と公民館長等を中心としまして運営していくということになっております。総務財政課避難所班が6名、それから福祉保健課避難所班が20名、教育課避難所班が10名ということで、合計36名が避難所運営を行っていくこととなります。

先ほど避難所が18カ所あるとありましたので、各2名が、これは災害の状況によって変わってくると思いますが、単純に2名が担当責任ということで考えておりますが、それでも足りない場合は、臨時職員とか応援ボランティアをお願いすることになります。

以上でございます。（「出店活性化センターを例に挙げてください」と呼ぶ者あり）

教育施設、木城小学校、中学校につきましては、教育課のほうで避難所開設ということで担当していきます。

出店コミュニティセンターにつきましては、町職員2名ということで先ほど言いましたが、単純にいけば、現在のところ、職員の数も90名というふうに限られておりますので、避難所は36名ということで、今の状況では2名ということで考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その公民館あるいは学校でもですが、先ほど言いましたように、休日とか夜間、鍵の保管はどうされているのか。災害が発生して鍵の担当者まで連絡するのか。あるいは、公民館にしてみれば、夜中の日曜で、もう公民館長が不在だったとか、行政連絡がいなかったとか、ひょっとすると、その人そのものが災害に遭っているかもわからん。あるいは建物が潰れて鍵がその下敷きになっている可能性もある。この鍵の保管については、どのように考えておられるのか、学校の鍵、各公民館の鍵の保管。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 鍵の保管でございますが、鍵につきましては、学校については、避難所開設担当課の教育課が保管をしております。それから、公民館避難所となっています公民館につきましては、各公民館長さんに開けてもらうようなことでしておりますが、今後、公民館長さんが不在の場合とか出てくる可能性もありますので、公民館長さんの了解を得まして、合い鍵等をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは、現在の避難所、今、私は17カ所というふうに把握していますが、18カ所でも構いません。避難所の総体の受け入れ人数、避難者をどれだけ受け入れがされるのか、総人数ですね。

それと、その避難所のプライバシーの保護、例えばその家族ごとに仕切りを設けるとか、熊本地震でおわかりのように、もうやっぱりプライバシーの保護を考えなくてはならないと、いわゆる避難所総収容可能人数から3分の1ほどまでに減りましたというのが熊本地震の想定なんです。いわゆる1,000人収容可能なところは、プライバシー保護で家族ごとに区切ると300人しか収容できないと、こういう勘定になったということですが、本町の場合、受け入れ総人数は何人かと。これは、先ほど言いました浸水被害等の1晩とかぐらいのときには構いません。これで結構ですからね。ここが長期になるとプライバシー保護をやらないかん。その場合の受け入れ人数をお願いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 避難所の受け入れ可能人数でございますが、町内には18カ所あるということで答弁申し上げましたが、収容人数につきましては最大2,250人となっております。

内訳につきましては、大きいところだけですが、木城中学校が600名、木城小学校が500名、役場が100名、それから出店コミュニティセンター50名という形になっております。

それから、プライバシーの保護対応ということでございますが、避難所におきましては、ただ収容するだけではなく、プライバシーの保護ということで間仕切りセットというのがあります。これを活用しまして、各家庭ごとの区画をつくりまして、プライバシーの保護を図るということで考えております。

それから、指定以外の公民館や椎木児童館、福祉保健センター、それからトレーニングセンターがありますが、これにつきましても、収容人数が足りない場合にはこういった施設を活用するという事も考えております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そのプライバシー保護したときの受け入れ人数。総受け入れ数は2,250人だけれども。——これは時間をとめてもらえますか。いいですか。

総受け入れ人数は2,250名、しかし、プライバシー保護で、課長が言われたように、その間仕切りを構えておられると、それをした場合には何名ぐらいしか、当然、先ほど言いましたよ

うに3分の1ぐらいに熊本では減りますよということが教訓になっていますが、うちではどれぐらいの人が、その間仕切りをした場合には受け入れ可能なのか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 間仕切りをすると、収容人数が少なくなるということですが、それにつきましては避難所マニュアルにも書いておりません。今後、その間仕切りをした場合にどのくらい収容できるのかということを考えまして、避難所マニュアルの見直しを行っていきたいというふうに考えております。今のところでは、ちょっと数は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 備えは万全にしてもらえると、来週地震が起こる可能性も十分あるわけですから、早急にやるべきだと思います。

ところで、さっき言いましたように、災害が夜中だったりとか、これが真冬、真夏の対応、各公民館においては空調設備がほとんど完備してありますが、学校の小学校の講堂なり中学校の体育館に空調設備はあるのかどうか、例えば真冬の夜中に、あるいは7、8月の気温が30度を超すときの対応については、その空調設備、それからトイレあたり、公民館は別ですよ、学校関係についてはどのように対応されるのか、お伺いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 空調設備につきましては、木城小学校講堂、それから中学校体育館、ございません。（「ございません」と呼ぶ者あり）

はい。

今、考えておるのは、電気が使えないことも想定されますので、発電機によりまして、扇風機等を応急的に考えております。真冬場につきましては、石油ストーブということになります。

それから、トイレにつきましては、小学校の講堂についてはございません。中学校については、体育館にはトイレがございます。あと、小中学校も、校舎のほうにはございますが、それにつきましても学校のほうで使う場合も考えられますので、簡易トイレということで備蓄しておりますので、これを使用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど質問漏れましたけれども、電気、電話等が不通の場合もあるわけですよね。

それと、今、空調設備がついていないと言われた。体育館のようなところには、何人というのは、それは1,000人ぐらい収容されると言いました。そこら辺に、クーラーもなければ暖房

もないところに、もうこれは災害が、2次災害、3次災害が起こりますよ。

電気不通の場合の予備として大型の発電機等を災害の場合には貸していただけるという契約を早急に結ばばというふうに思っております。

次に移ります。現在の備蓄品の状況を教えてください。品物と数と。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 食料品につきましては、飲料水7,000リットル、ご飯、パンが5,450食、おかずが6,170食、それからミルクを58個備蓄しております。

以上でございます。（「毛布やらは備蓄はないとですか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。あと、資機材ですが、毛布についても備蓄をしております。毛布につきましては310枚ということで備蓄をしております。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど、県の想定しておる5分の1でも900人ぐらいが避難していますということで、これは310人ぐらい、300枚ぐらいの毛布で、真冬、体育館に、あるいは学校の講堂に避難された方は、凍え死にますよ。この毛布等については、足りないときにはどう対応される対策なのか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 冬場につきましては毛布だけしかありませんので、今後、布団等の備蓄ということで考えていきたいと思えます。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 備蓄品でありますとか資機材について、いわゆる災害時においては、いかなる場合でも最低3日分というのがあります。

それから、皆さん方の家庭のほうに、町民の方々には、災害時の非常時は、町のほうで準備し皆さんに配付をします。ですから、先ほど言いましたように、やっぱり行政ができること、私は情報をどんどん伝達しますし、私たちも準備します。

住民のほうも、一方的に準備されたものを使うからとか、足りないとかじゃなくて、やっぱり情報を受けて、自分たちはどうすればいいか、自分の命は自分で守るという意味では、やはり自分のところの毛布を使うとかいうのも必要でしょう。そういった部分、お互いに、行政のほうも、そのさっき言いました3日分、食料品だったり飲料水でありますとか、おかず、ミルク缶、それぞれ備蓄していますし、資機材も、石油ストーブ、毛布、マスク、カセットコンロ、発電機、投光器、ブルーシート、トイレトペーパー、そういうのも準備をしています。

できるだけ、おっしゃるように、不足がないようにやっていきたいなと思えます。そして、どうしても足りない部分については、やっぱり関係機関にお願いをしたり、あるいはボランティア

の方々の支援によることもあろうかと思いますが、できるだけそういったご不便をしないように、備え、備蓄等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど言いましたように、それは、町長、浸水災害のときには十分準備をする期間があります。あるいは準備されて、どこかに保管をされている方も多いと思ひます。しかし、地震でそういうものを持ち出す暇もなかったというもとの想定で、せめてその寝具、これは食料とか水は、幾らでも後で、2、3日分あれば、あと十分補給はできますが、その1晩、2晩の寝具類だけは、町民から要らない毛布等のある方もたくさんあるかと思ひますが、そういうものをせめて1,000枚程度は準備をしておくべきかというふうに思っております。また後でします。

8番目になりますけれども、どうしても一般の避難所では、精神的なもの、いろんな症候群とか、あるいはペットのおられる方、あるいは小さい赤ちゃんがおつて迷惑をかける方、熊本でもありましたように、自家用車内での避難をされる方が想定よりもはるかに多かつたわけです。そこで、本町の場合もそれは考えておかなければなりません、その車での避難された方の駐車場等についてはどこを考えておられますか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 現在のところ、学校に避難した方につきましては、学校の駐車場が少ないということですので、コミュニティー多目的広場、それから総合グラウンドの活用を検討しております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 被害に遭つた場合、先ほど言いましたように、本町が甚大な被害を受けたと、これはもう当然、町民全員一丸となつて支援をしなくてはなりません、町外あるいは県外からたくさんのボランティアの方が駆けつけていただけると思ふんです、今までの例からすると。そういうボランティアの人たちをまとめる役として、やっぱりその中心的なリーダーを構えておかないと、ただ集まってもらつて何をしていいかわからんというようなパニック状態になりますので、今、木城町ではボランティアとして活躍されている方がたくさん団体としてあります。そのまとめ役が木城町ボランティア協議会だというふうに思っておりますが、その中心的なリーダーとしての役割を担っていただくために、木城町ボランティア協議会との、いわゆるそういう万が一災害が起こつたときの協定とか協力要請はしてあるのかどうか、お伺ひします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） ボランティア活動の受け入れにつきましては、社会福祉協議会

がボランティアセンターを立ち上げまして体制の確立を図るということになっております。社会福祉協議会ではボランティア団体の支援協定は締結しております。木城町赤十字奉仕団、それから西都児湯防災士ネットワークの協力を得まして協定を行っておりますので、避難所運営を行うということになります。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 万全ですね。

それでは、被災された家族の仮設の住宅の建設予定地と戸数はどれぐらい考えておられるのかお伺いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 応急仮設住宅建設地の候補としまして、これは県に届けておりますが、山塚運動広場それから中原運動公園に200戸の建設を行うということで報告をいたしております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど300戸被害があったと言いましたが、もう100戸足りません。次の建設予定地等はどこですか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 足りない場合につきましては、後のご質問で、瓦れき等の一次置き場の関係もあると思いますが、瓦れきの一次置き場と調整をしながら、考えられるのが、宮崎キャノンの駐車場、それから川原自然公園等を想定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 時間がないので先に行きます。

11番、全半壊建物の解体あるいは撤去する場合の公費負担は、現在ではどのような対策を考えておられるのか。これは、激震地区指定とかいろいろな条件があるでしょうが、今、例えば先ほど300戸と言いましたけれども、ごくわずかだったとした場合でも、その公費の負担は考えておられるのかどうかだけでも結構です。お願いします。

○議長（黒木 泰三） 環境整備課長。

○環境整備課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました関係でございますが、大規模震災が発生した場合、本町でも多くの建物被害が発生することが想定されています。万が一南海トラフ地震等が発生した場合、全壊・半壊の建物の被害が発生した場合は、平成28年度の熊本震災

の状況を見ますと、一定の要件はございますが、市町村が建物の解体、撤去を行うため、原則、個人負担はありません。

また、補助制度につきましては、被災した建物の所有者の申請に基づき、市町村が所有者にかわって解体、撤去を行う費用に対する補助でありまして、工事に対するものはございません。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次、瓦れきの撤去ですが、29年9月までに県内26市町村災害廃棄物処理計画というのを策定して、県に提出がしてあります。本町の場合は、仮置き場はどこで最終処分場はどこというふうに報告をされておりますか。お伺いします。

○議長（黒木 泰三） 町民課長。

○町民課長（萩原 一也君） ただいまご質問がありました瓦れき等の処理でございますが、災害等で発生したいわゆる災害廃棄物と言われるものにつきましては一般廃棄物の取り扱いになります。

木城町災害廃棄物処理計画に基づき、処理計画を定めておりますが、膨大な量が発生すると予測されますので、仮置き場を使用することが不可欠であるため、一次仮置き場、それから一次仮置き場から搬出された後の分別や中間処理を行う場所を二次仮置き場ということで、候補地としては、一次仮置き場を山塚運動広場などの敷地の広い運動場等を考えておりますが、しかしながら、先ほどの答弁にもありましたが、被災の状況や規模によりましては、仮設住宅の建設、またはヘリポートの場所の確保というのが出てくると考えております。それらを考慮しまして、優先順位というのを決めながら指定する必要があるというふうに考えております。

二次仮置き場につきましては、百合野の粗大ごみ一時保管所を考えておりますが、先ほど述べましたとおり、一次仮置き場の確保が困難な場合には、一次仮置き場、二次仮置き場の区別をすることなく、ここを仮置き場として、瓦れき等は、分別、中間処理、再資源化を行った後、原則として町の委託する最終処分場で適正に処分するというようにしております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 仮設住宅も山塚運動広場、その瓦れきの置き場も山塚運動広場はもうなくなっておるんじゃないかというぐらい山塚運動広場という名前が出てきますが、大丈夫なのかなと思います。

次に行きます。次はもう今度は復旧に向けての作業段階になった折、企業団体等との協定締結は、いわゆる協力が仰げるといふ契約がしてある企業団体というのはどれぐらいあるのか。1つ、2つ、例をとって挙げてみてください。

先日、宮日新聞に、西都市と九州電力高鍋配電所との電力設備の早期復旧の協定がなされたと。西米良に次いで2例目ということで、僕は当然この電力復旧には、揚水発電所を控えておる木城町が1番目というふうに思ったんですけれども、電力復旧がまず何よりも復旧の基本であります。こことはどうして契約が結べないのか。それから、それ以外の団体企業との契約締結の内容をお願いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 現在、町が協定しています災害関係の協定でございますが、26協定を締結しております。内訳につきましては、行政等の機関が13協定、それから民間が13協定でございますが、具体的には、県内26市町村、それから一ツ瀬水道企業団、それから飲料関係で南九州コカ・コーラとか、それから友情都市の毛呂山町、そういったところと協定を結んでおります。

それから、九州電力との電力協定でございますが、7月に協定を結ぶ予定でございます。内容は、台風、地震といった災害、大規模災害時の電柱などの電力設備の復旧の場合の連携協定ということで予定をしております。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に移ります。いわゆる福祉避難所、一般の方々とはどうしても支障をきたすという方の避難所を、今も福祉避難所というんでしょうか、3カ所、今、構えてあります。ふれあいプラザ、仁の里、新納荘ということでありますが、この3施設、もう1つ追加で輝ららも言われましたけれども、先ほどちょっと言われた受け入れ可能人数についてお伺いします。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 福祉避難所の受け入れ人数であります。現在、全5施設になります。ふれあいプラザ、地域間交流福祉館旧かしの実、仁の里、新納荘、それと地域ふれあい館輝ららのフィットネス棟ということで指定をしております。合わせまして350人の収容可能ということで設定しております。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そのいわゆる福祉避難所に避難させる対象者、どれぐらいというふうに把握をしておられるんでしょうか。もしくは登録をされているんでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人、その他の配慮を要する人につきましては、避難行動要支援者管理システムというのを運用しております。

福祉保健課のほうで管理を行っておりますが、その中で特に配慮を要する人、いわゆる要配慮者につきましては、現在約1,000名になっております。また、災害発生時に自ら避難をすることが困難な方、特に支援を要する人、いわゆる要支援者につきましては、そのうち250人ということになっております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 5カ所、私は3カ所というふうにして計算しておりましたけれども、仮にこれ、その前に、仁の里、新納荘、ここは民間ですが、そこは、その何名ほど、災害が起こった場合の受け入れ可能ですよというような協定、先ほど言いましたように、あるいは契約書、そういうものがあるのか、あるいは、ただ受け入れをしていただけるという口約束だけなのか、そこら辺をお伺いします。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず新納荘につきましては平成24年4月1日、仁の里につきましては平成25年4月1日に、それぞれ災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定というのを締結しております。現在、収容人数としては、それぞれ100人ずつということで、2施設合わせて200名ということで収容人数を想定しているところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 非常に安心しました。

ところで、その福祉避難所への避難者の区別、今、何て言われましたか、何とかシステム、管理システム、その中では1,000名ほど登録がしてあるという返答でした。それ以外の、例えばもうその災害が起きた場合に、救急に病気になられた方、あるいはお産を終えられたばかりの方、あるいは、あした、あさってにお産を迎える方、いろんな登録していないけれども、もう一般の避難所では無理だという方もあると思うんです。それを、あなたは登録していないからだめ、そういうものを誰がどこで、福祉避難所と一般避難所の区別者を誰がどこで対応するのか教えてください。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 要配慮者等の避難支援につきましては、福祉保健課のほうで、福祉避難所並びに救護班という形でありますので、福祉保健課並びに地域包括支援センター、それと社会福祉協議会、関係機関が全て連携をしまして、避難者の状況確認、避難所への誘導等に当たるということになるかと思います。

先ほどご質問のありました妊産婦の方につきましても、妊婦と、現在、産後2カ月までを一応

要配慮者ということでシステム的には把握をしているという形になりますので、避難者の区別につきましても、まず対象者の状態確認及び家族等の支援、そして災害発生状況、対象施設の受け入れ状況等を的確に判断して避難場所の選定を福祉保健課のほうで行うということになるかと思えます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に移ります。これは石井課長時代から相当議論したんですが、ふれあいプラザ、いわゆるめばえ保育園の横にあるふれあいプラザが福祉避難所として指定されています。実際に災害が起こったときに福祉避難所として機能するのでしょうか。あるいは、例えば寝具、これは障害を持っておられる方は、いわゆる要介護の方が床に寝るとするのは、困難です。ベッド等の用意はいつどこですか。そしてお世話をする人についても、これは受け入れをしないとイケない。はっきりと申し上げまして、ふれあいプラザは福祉避難所としては不適合だと私は思っているんですが、課長、どうでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、ふれあいプラザの福祉避難所としての機能ですが、建物につきましては、もともと世代間交流及び介護予防施設ということで整備をしておりますので、当然バリアフリー化されていて、障害者用のトイレ、段差解消のない施設ということにはなるかと思えます。

ただ、先ほどご質問のありました要介護者につきましては、常時、ベッド、車椅子等の必要な方になりますので、実際の避難選定先としては、重度の介護を要する方につきましては、新納荘並びに仁の里を優先的に選定するということになるかと思えます。その上で、軽度の支援を要する方につきましては、順次その他の施設の選定ということになると思いますが、避難生活に必要な車椅子、携帯的な便器、おむつ等の生活必需品の備蓄、またはボランティア支援等による介助者の派遣、そういった態勢については、社会福祉協議会等関係団体と事前に確認を行ったり確保するということの必要性はあるというふうには考えております。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これは私の考えですけれども、役場も避難施設になっている。役場も避難所から外したほうがいいと思います。それは、これだけの大災害になると、県の担当者、土木事務所、自衛隊、警察、消防、いろんなところから集まって対策会議を開くのに、これは役場しかないと思うんです。それが避難所になって、そういう会議する場所もないということになると大変ですから、役場は避難所から外すべきだと。

それから、このふれあいプラザは、いわゆる県外からボランティアに来られた方で寝泊まりを

される方もいるかもしれない。そういったときの外来で来られるボランティアの方の宿泊所と考えて位置づけをしておくべきだと。

それから、体育館も避難所と指定するべきじゃない。これは、先ほど言いましたように、ボランティアの方、何百人、何千人って来られるかもわからない。そういう人たちのお弁当を食べるところ、あるいは休憩所として絶対に確保するべきだというふうに思っております。

次に、災害対策本部での実践的訓練の実施はどうされているかお伺いします。

これは熊本地震での、これも教訓ですが、防災マニュアル、避難所マニュアルが全てそのとおりにいくとは限りません。臨機応変に動けるかが大切で、そのためには災害本部での図上訓練あるいは机上訓練が重要であると。常に、いかなる場面、条件を想定して、決してパニックに陥らないよう、何回かその災害対策本部自体の訓練をすべきだということですが、今までに訓練をされたかどうか、今後予定があるのかどうか、お伺いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 実践的訓練につきましては、平成28年10月に宮崎県総合防災訓練が木城町会場でございました。そのときに11団体160人が参加しまして、本部運営訓練、それから避難訓練、炊き出し訓練、避難所開設訓練、救急救命講習等の訓練を実施しております。最近では昨年度6月に、台風による豪雨災害を想定しまして、福祉施設の避難訓練を実施しております。今後も県の総合防災訓練等、西都児湯地区開催時に実践的訓練を実施していきたいと考えております。それから、各地区の避難訓練も随時実施していきます。

お尋ねの図上訓練、机上訓練につきましては、この訓練を単独ではやってございませんが、昨年のこれは豪雨災害でございましたが、図上訓練を通して避難所の訓練を実施しております。図上訓練の大切さは十分認識しておりますので、大規模災害、特に地震に対する応急対策の軸、それから検証を行うために、今後力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 避難訓練は町民を含めて。災害対策本部だけで、こういう場合には、ああいう場合、こうなったときにはこうするんだ、誰が対応するんだ、そういう図上訓練をしっかりとやっていかないと、町民がパニックになる前に、その災害本部がパニックになるようなことのないように訓練をしておくべきだというふうに思います。

それから、19番目になります。町地区にあります防災倉庫の前、あるいは消防水防倉庫の前が、職員の駐車場になっております。ここに駐車することについては、何の問題もありません。ただ、庁舎を留守にされる方、例えば出張とかそういうもので1日庁舎内におられんという職員の車の保管については、どのように指示されていますか。例えば、課長なり課内の者に鍵を預け

るとか、あるいは総務財政課に預けるとか、あるいは出張で庁舎を留守にされる方は車をそこに止めないとか、そういう規制はされているのかどうかをお伺いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 現在、駐車している車につきましては、総務財政課の職員だけが駐車しております。緊急の場合につきましては、いつでも車が移動できる態勢の確認をお互いしております。具体的には、出張の際、鍵を直属の係長、それから補佐、それから課長に預ける体制をとっております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に、2番目の質問に移ります。文化財等無断廃棄問題での質問に対するこれまでの答弁確認ということですが、私がうっかりして家に質問書を、それからその内容を忘れてきております。大まかな項目について質問をいたします。

最初に、廃棄物に対する損害賠償金、これはいろいろ今まで町長とやりとりしてまいりました。今の私の感覚、認識は、いわゆる弁護士費用、あるいは第三者調査委員会の費用、あるいは裁判費用、もろもろの手の費用に関するものは、これは町民の税金に負担してもらおうと、いわゆる公金で支出しますと、これはもう法的にもオーケーなんだと。これは、なくしたものに対する損害賠償に、第三者委員会の中で重大な責任があると言われた対象者6名おられた。そのものに対する損害賠償は、その対象者ということで理解しておりますが、そのとおりでよろしいんですか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったことで、そうだと私も理解をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、これにつきましては、しっかりともう1度答弁をさせていただきたいと思えます。

文化財等無断廃棄問題につきまして、私が町長になった際に、私の任期中に解決をしたい、解決をしていくという思いのもとに決意をして、今、解決に向けて取り組んでいるところであります。改めまして、史料を無断廃棄しました不適切な一連の取り扱いに、寄贈あるいは寄託された方、それから町民の皆様、議員の皆様初め関係者の皆様に深くお詫びを申し上げたいと思えます。その上で、これまでの経緯と、一般質問で答弁したことも踏まえて、再度お答えをさせていただきたいと思えます。

具体的に故永友喜壽郎様の「よろい」の件につきましては、平成29年12月15日、相続人の永友清隆氏、永友高子氏、永友真理氏の3名と木城町は、東京地方裁判所の和解勧告をそれぞれ受け入れたところであります。

和解勧告書は、故永友喜壽郎様の「よろい」を廃棄したことについて、史料の管理上不適切な

取り扱いであったことを認め、相続人である永友清隆氏、永友高子氏、永友真理氏に対しまして、深く遺憾の意を表し、解決金として木城町が30万円を支払うということで和解をしたものであります。

損害賠償金、私からいたしますと和解解決金であります30万円につきましては、先ほど申し上げましたように木城町と相続人3名で和解した解決金でありますので、木城町から指定された金融機関口座に平成29年12月28日に振り込みをいたしました。

ただし、この30万円につきましては、関係者の方々が「町に対して自主的に弁償します」ということ、これについては以前答弁をしたとおりであります。そういうことで、明けて、平成30年1月19日及び25日に木城町に弁償する形で30万円の入金をいただいております。

以上であります。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次が、第三者委員会の報告書の町民への公表、これについては、私の質問が、公費いわゆる町民の税金で負担を求めるのであれば町民に説明をすべきだと、また、第三者調査委員会の報告書も何らかの形で公表すべきだということに対して、町長は「1つかあるいは2つの全部が終わった段階で町民に何らかの形で説明したい」と、それから「第三者委員会の報告書についても隠すつもりは依然として絶対ありません、そのことだけのご理解いただきたい」というふうにしてあります。

私ももうこの問題は町民からの問い合わせもなくなって、風化したといえますか、もう忘れ去られておられる方がほとんどなんです。今さらこの問題を取り上げて、またもとに戻そうという気はありません。第三者委員会の報告についても記者会見をされましたし、公費の支出についても今までの議会の中で報告もしてあります。今さらという気はいたしませんけれども、一応質問した以上は責任を持ちたいと思います。町長の考え方が変わっておられれば、それでも結構だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、一般質問において、和解については、私はどちらか一方か、もしくは2つが同時に解決したときに報告をさせていただきたいと、それから報告書の町民の公表についても、今、公表するのがいいのかどうかを含めて、顧問弁護士と相談をさせていただきまして、公表することについて隠すつもりは絶対ないと、今おっしゃったような旨の答弁をしたことは確かであります。これまで、町民や議会に対しまして、この文化財等無断廃棄問題につきましては、機会を捉えてでき得る限りご報告をしたところであります。

改めて、今思っているところでありますけれども、第三者調査委員会の報告書の町民への公表につきましては、現時点では、永友喜壽郎様の分は終わりましたけれども、今、故長友和吉様の

ことを抱えておりまして、その和解成立に向けて努力をしているところでありますので、長友和吉様の和解が解決をした時点で、もう1回公表するかどうかを判断させていただきたいと思っておりますけれども、私は、できたらしっかりと、言っているように隠すつもりはないと言っていますので、議会答弁を重視して、公表はしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 損害賠償の最初の一般質問の中を見ていたら、町長、廃棄物の損害賠償については「私も含めて当事者に」という、私は町長がこのものに対する損害賠償をする必要はどこにもないと思います。これは、いわゆる第三者委員会で対象になった方々のみで賠償すべきだと。「私も」という言葉を言っておられます。「私も含めて」と。これはない。それはなくしても、ないほうだというふうに思っております。

次に、執行部の責任、これは、ここでは執行部と言っていますが、議事録の中では当時の三役という言葉は私は使っています。三役及び担当課長というふうに、執行部でいわゆる理解すると。その責任、今、当時の関係した現在の職員3名については懲戒処分を既にもうとっくに終わられました。これはもう私としては非常に心苦しいんですけども、やはり三役特別職として、あるいはその問題が長引いた当初のやはりその原因、これはもう過去の職員が起こした責任といえども、今の現職三役が責任をとるのが特別職としてのけじめかなと、これが公務員の世界なのかなと思います。

よそのほうでも、不祥事が起こったときには真っ先に特別職が責任をとるのが常でございますので、これも今となつては、一応職員の懲戒処分をした以上は、三役あるいは当時の担当課長としても何らかのけじめをつけるのだと思いますが、町長、考え方をお伺いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 文化財等無断廃棄問題につきましては、町長として責任を痛感しておりまして、しかるべき責任をとりたい旨の発言をしておりまして、今おっしゃったようなことでもあります。

まずは、この文化財等無断廃棄問題を1日も早く解決することが、当面の大きな私の責任のとり方の1つだと認識をしております。その上で、先ほど申し上げておりますけれども、一連の文化財廃棄問題が全て解決した時点で、再度、私は責任をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 最後の質問になりますけれども、いわゆる文化財の最終処分場、これはいわゆる元公民館の工事を行った業者、それからその廃棄物を搬出された業者名、それか

ら直接元社長にどこに捨てられたのか何度も確認に行きましたと、これは、そのときの言葉で、非常に激怒されて、それをなだめるのに苦労したと、最後には、その契約をしてあるから、反対に町を訴えるぞということで、何も聞けませんでしたというのが3月議会なんです。答弁がありませんでした。

これは、元社長というのは誰なのか。その元社長に、どこに捨てられましたかと交渉に行っても非常に激怒されたと、町を訴えると言われた職員は誰ですか。まず、それをお答えください。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 元社長というのは、解体を処分された、文化財処分でかわられた社長でございます。（「誰ですか、どこの」と呼ぶ者あり）

金海産業の方です。（「金海産業ね」と呼ぶ者あり）

平成26年3月6日に電話連絡をし、そのときにも激しい口調で言われたと。翌3月7日に教育課職員が2名、直接社長に会って謝罪をしたりしております。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 蒸し返すようにあるけど、教育長、今まで元金海産業の社長に、このことで会ってくれて言ったけど、日にちがたって解決していないから無理じゃと言われたのが、やっともう何もかんも発端は終わったから、何もかんも話ができるわいということで、5月12日に私は、元金海産業、今は金海よりも大きくなって大海産業、金の海から大きな海の社長になっていて、福岡営業所、いろんな営業所を持って、ばりばりなその方が「もう何も終わったから話すわい」と言われて「俺はその捨てたのは地元の業者に下請をしているぞ」と、金海産業は大もとであって、捨てたのは地元の業者。地元の業者はどこやと聞くけど「それは言えん」と言いました。職員が来て、あんたが怒って、反対に訴えると言われたと。「そこまでは言っていない」と。その来た職員が、男の職員「そういうことにしてくださいというふうに言って帰ったわい」と言ったんですよ。それが事実なのか、元金海産業の社長が言っているのがうそなのか、それを確認したかったんですよ。元金海産業の社長が言われることがうそということでいいですね。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） その職員がそういうことを言ったっていうことは全く報告も受けておりませんし、確認をしましたけれども、職員もそういうことは言っていないということでした。

それから、処分業者につきましては、一応私どもは金海産業のほうに依頼したということでマニフェストも残っていますけれども、解体請負業者は金海産業、そしてその処分受託業者が西都環境開発ということで、その西都環境開発が持っていました土地のほうに処分されたというふう認識しております。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） もうこの蒸し返すことは考えておりません。そういうふうによ元金海産業社長は話したよということだけお伝えしておきます。どこが真実かわかりません。

ちょっと最後に、9月の議会になって、町長が初めて町長として最終処分場を確認しましたと、大口川の西都環境開発ということでした。確かに5品目ぐらいに分かれてされておりました。ここは昔、麻生工業、麻生産業やったかな、という昔からある会社で、ここも金海産業が前からその産業廃棄物で行き来をしているところで、こう言われました「これは確かに物はそこに行って、行くことは確実じゃ」と。「堀田よ、お前が大きなユンボを持って行って、今のセメントが張っちゃつとこ掘り返して、4年かかって、5年かかって掘っても、その文化財というものは出てこんわい」と、「それだけは言うちよくわい」と、で、おしまいになりました。これに関して何か町長なり教育長、もし何か言われることがあったらお願いします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最終処分場の件について、ちょっと私が認識をしている部分と大分違うような気がいたしておりますので、それは私なりに確認をさせていただきたいと思います。私が理解している部分と、認識しているのと、大分違うなという認識を持っています。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 以上で終わります。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。

.....
○議長（黒木 泰三） 次に、12番、13番、14番の質問事項については一問一答式により、5番、後藤和実君の登壇質問を許します。5番、後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 私からは、公用車が、現在、役場駐車場に置いてあります。野ざらしにといいいますか、車庫がないので、車庫をつくってもらいたいという思いの中で質問をいたします。

現在、消防車以外で公用車は何台ありますか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 38台でございます。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 公用車で車庫があるのは何台ですか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 6台でございます。内訳につきましては、町長車、マイクロバ

ス、プリウスという車、それからエスティマ、ステップワゴン、それから指揮車という車でございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） それで、最近、車がガソリン車からエコ車に変わっておりますが、その中でリースの車は何台ありますか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） リースの車でございますが、2台でございます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） それでは、数年で車の更新があるかと思いますが、そのような車は何台ありますか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 現在のところは予定はございませんが、現在、購入から12年以上経過している車がございまして、これは3台でございますが、今の時点ではございません。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 車庫に入れることで車が長持ちするかと思っております。全車、入る車庫をつくる考えはありますか。また、車を課ごとに決めて管理する考えはありますか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 今のところは車庫をつくる予定はございませんが、強い日差し、それから野ざらしにすることについては、塗装を傷めるということで、傷の原因にもなりますので、長持ちもしませんので、屋根つきの車庫、それからそういった倉庫に保管することが望ましいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 私からの要望ですけれども、駐車場東側の県道沿いに、あそこへ入る車庫をつくると、車の置くスペースも、来客が来られたときの駐車場にもスペースができるのではないかなと思っておりますので、ぜひそれを考えてもらいたいと思っております。

次に移ります。放課後児童クラブなどが各市町村に設置されております。本町においても今年度から始まりました。本町は数年前から若者定住促進政策の効果が現在あらわれているかと思っております。多くの若者が住むようになり、今年度の小学校入学生は54名です。低学年は多く、

定員40名の放課後児童クラブの現状の人数は何人ですか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 放課後児童クラブの6月1日現在の利用登録児童は17名になっております。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 学年ごとの人数は何人になっていますか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 1年生が10人、2年生が2人、3年生が5人となっております。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 私は、放課後児童クラブに大いに期待をしていたわけですが、こんなに少ないとは思っていませんでした。この中で、やはりもっと放課後児童クラブに入ってもらいたいと思っておりましたけれども、小学生が54名中10名しか入っていないのは予想外と思っております。そこで、児童館の人数は何人になっていますか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今年度の児童館の利用登録人数ですが、まず椎木児童館が154人です。高城児童館が51名。合わせまして、全体で205人ということになっております。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 放課後児童クラブの人数が少ない。何か対策は考えられていますか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今年度開設をしました放課後児童クラブの運営につきましては、もともと国の児童福祉法並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づきまして、木城町のほうで実施要綱を定めて、今回実施をしております。

要綱では、児童10名以上で組織し、おおむね40人以下で構成するというように定めております。したがって、現在17名の利用ではありますが、40名を満たしていませんので、引き続き利用申請につきましては随時受け付けを行っているという状況であります。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 今後、少なければ、夏休みを迎えるに当たって応募が多くなることもあるかと思いますが、ぜひ、学校側、父兄側に説明をしていただいて、放課後児童クラブが多くなるような対策を考えてもらいたいと思っております。

そこで、ほかの市町村では、放課後児童クラブなどの人数が年々多くなっているそうです。本町において少ないと聞きますが、保護者とか、その内容説明が十分に行き渡っているのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回の放課後児童クラブの開設に向けては、対象児童の保護者に対する全体的な文書のお知らせを行うとともに、新一年生の説明会、並びに各児童館においては母親クラブ等での説明会を開催させていただきました。また、その際に上がりました質問、問い合わせ等についても、随時、福祉保健課が、委託先であります社会福祉協議会を通してお答えをしております。合わせまして、その際に、これまでの児童館の運営と今回の放課後児童クラブの区別表につきましても、しっかり説明をしてお渡しをしているところであります。

他町との違い、他町は放課後児童クラブが増えているという点でありましたが、本町の特徴としましては、ご承知のとおり、これまで従前2つの児童館で運営をしてきております。その児童館が放課後の居場所ということで十分機能を果たしてきたというふうに認識をしています。しかしながら、近年の児童、家庭を取り巻く環境の変化で、特に近年ニーズが多かった休業日、長期休み等の早朝時間並びに夕方の時間延長についてのニーズに応えるべく、放課後児童クラブとのすみ分けを行ったという経緯がありますので、若干その児童館と放課後児童クラブの区別についての理解というよりは、早朝時間等、時間の差についての開きで、一応各児童の保護者にご理解をいただいているのかなというふうには認識をしております。

ただ、他町、近隣の町との違いは、やはり児童館が従前にあっているので、児童館で十分機能を満たしているご家庭の方もいらっしゃるというふうな点は、今も認識をしているところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） 私は、放課後児童クラブとは学力向上の一因になるかと思っておりました。そこで、やっぱり今後は社会福祉協議会と教育委員会と連携をもって、学力向上の一端となるような政策で運営してもらいたいと思っております。

私の質問は、これのほうは終わりますけれども、最後になりますが、町長にお聞きしたいと思います。町長の任期もあと10カ月余りとなりました。町長の選挙公約は何%果たされましたか。また、次期選挙の出馬の考えを聞きたいと思っております。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 後藤議員のほうから、町長選の次期選挙の出馬の関係についてお尋ねであります。

私は、さきの平成27年の4月の統一選挙、町長選挙において、町民各位の温かいご理解、ご

支援を賜りまして、第4代の木城町長に就任をさせていただきました。私は、町長選出馬に当たりまして、5つの思いというのを掲げさせていただきました。

1つ目に、町民と行政が一体となったまちづくり、2つ目に、老若男女、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり、3つ目に、安心安全の住みやすいまちづくり、4つ目に、個性と活力にあふれる地場産業づくり、5つ目に、町民が納得できる行政改革という私の決意の5つの取り組みを選挙公約といたしたところでもあります。

具体策として、この5つの取り組みにあわせまして21項目を掲げまして、初心を忘れず、日々新、全力投球で木城町のまちづくりに、今、取り組んでいるところでもあります。

そこで、町長の選挙公約は何%できたかというお尋ねでありますけれども、なかなか数値化するのは改めて難しいなと思いましたが、あえて申しますと、私なりに考えますと、おおむね80%は実行できたのかなと思っているところでもあります。これもひとえに町民と議員の皆様のご理解とご協力及び支え、そして何よりも職員の頑張り、働きによるものだと深く感謝をしたいと思っているところでもあります。

次に、次期選挙の出馬の考えはということでもあります。このことにつきましては、まずは、私の後援会の会長、副会長とご相談をさせていただきました。私の思いと、それから会長、副会長の意向など、総合的に判断をいたしました結果、来春4月の町長選挙に出馬をさせていただきたいということで結論を見たところでもあります。また、そういう思いを決意したところでもあります。今後、後援会及び関係者と協議をしながら、ご協力を仰ぎながら準備を進めてまいりたいと思っているところでもあります。

いずれにしても、決意をいたしました以上は、1期目の選挙公約、おおむね80%できましたので、まだ20%残っておりますので、そのできなかった取り組みや不十分なところ、20%しっかりとやり遂げるということ、そして今後のさらなる町政発展に向けて、未来志向による、人が元気、地域が元気、住んでよかったと思えるまちづくりに、熟慮断行、全力投球で挑戦しながら実行してまいりたいと、今そういう決意を持ったところでもあります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 後藤和実君。

○議員（5番 後藤 和実君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（黒木 泰三） 5番、後藤和実君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（黒木 泰三） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日12日は委員会審査となっています。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝を申し上げます。これから議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控え室をお願いいたします。

○事務局長代理（議事調査係長）（廣瀬 孝一君） 皆様ご起立ください。一同、礼。

午前11時53分散会
